

＜萩市介護予防・日常生活支援総合事業＞

第1号通所事業 利用契約書

第1号通所事業のサービスを利用するにあたり、重要事項説明書による説明及び交付を受けて、下記のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 デイサービスセンターかわかみ苑（以下、「事業者」という。）は、要支援認定を受けた利用者及び基本チェックリスト該当者とみなされた方（以下、「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。

(契約期間と更新)

第2条 契約期間は、契約締結の日から利用者の要支援認定等の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に介護保険に係る認定区分の更新認定を受け、その認定の有効期間の満了日が更新された場合は、更新後の満了日をもって契約期間の満了日とします。

- 2 契約期間満了の7日前までに利用者又は利用者代理人若しくは身元引受人（以下、「利用者等」という。）から書面による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の認定有効期間の満了日とします。

(サービス計画書の作成・変更)

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防ケアマネジメント（以下、「ケアプラン」という。）に沿ってサービス計画を作成します。

- 2 事業者は、利用者の介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、サービスの目標を設定し、サービス計画に基づきサービスを計画的に行います。
- 3 事業者は、利用者が書面によりサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合、その変更がケアプランの範囲内で可能なときは速やかにサービス計画の変更等の対応を行います。
- 4 事業者は、サービス計画の作成及び変更にあたっては、その内容を利用者等に対して説明し、同意を得て計画書を交付します。

(サービスの内容及びその提供)

第4条 利用者が提供を受けるサービスの内容は、重要事項説明書（以下、「説明書」という。）に定めたとおりです。

- 2 事業者は、説明書の内容に基づき利用者等に説明し、書面による同意を得て交付します。
- 3 事業者は、サービス計画に基づき利用者の機能訓練及び日常生活を営む上で必要な援助を行います。
- 4 事業者は、常に利用者の心身の状況を適切に把握し、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者等の希望に沿って適切に提供します。

- 5 事業者は、サービスの提供記録をこの契約終了後5年間保管し、利用者等の書面による求めに応じて閲覧又は複写物を交付します。

(緊急時の対応)

第5条 事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者の心身に急変が生じた場合及びその他必要な場合は、速やかに利用者の家族又は身元引受人に連絡を取るとともに、緊急性が高い場合は、医療機関へ連絡をとるなどの必要な措置を講じます。

(居宅介護支援事業者との連携)

第6条 事業者はサービス提供にあたり、居宅介護支援事業者及び他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めます。

- 2 事業者は、利用者がケアプランの変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

(秘密保持・個人情報の保護)

第7条 事業者及び職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者等の個人情報（個人情報保護法における定義に従います。）を正当な理由なく第三者へ漏らしません。なお、この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 前項の規定に関わらず、事業者は次の各号の場合に限り利用者等に関する心身の情報等を含む個人情報を提供できるものとします。その場合、個人情報利用の内容等の経過を記録します。

- (1) 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者等の状況を把握する為に必要な場合
- (2) 上記の他、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合
- (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、利用者が体調を崩し又は怪我等で医療機関を受診したときなどに医師等に説明する場合
- (4) 介護サービスの質の向上の為に学会、研究等での事例研究発表等
- (5) 事業所内の広報物又は家族会等での説明の場合

- 3 利用者等は、本契約の締結により前項の個人情報の使用を了承するものとします。

(賠償責任)

第8条 事業者は、サービス提供にあたって故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、利用者に故意又は過失が認められ、且つ利用者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には損害賠償額を減ずることができるものとします。

- 2 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ次の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者等が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者等が、サービス実施のための必要な事項に関する聴取・確認に対して、

故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

(3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合

(4) 利用者等が事業者及び職員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

(利用者負担金及びその変更)

第9条 利用者等は、サービスの対価として説明書の記載に従い、利用者負担金（以下、「負担金」という。）を支払います。

2 負担金のうち、関係法令に基づいて定められたものが契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の負担金が適用されます。その際には、事業者は利用者等に事前に説明します。

3 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び負担金を説明し、利用者等の同意を得ます。

4 事業者が前項の負担金の変更（増額又は減額）を行う場合には、利用者に対して変更予定日の1ヶ月前までに文書により説明し、同意を得ます。

(負担金の支払い)

第10条 サービスが介護保険の適用を受ける場合には、介護保険負担割合証に記載された負担割合に基づいてお支払いいただきます。ただし、保険料の滞納等がある場合は記載された負担割合でサービスを受けられない場合があります。

2 事業者は、当月の負担金の請求に明細を付して、翌月10日までに請求し、利用者等は現金又は振込で支払いを行います。

(負担金の滞納)

第11条 利用者等が正当な理由なく負担金を1ヶ月以上滞納した場合には、文書により30日以上以上の期間を定めてその期間内に滞納額の全額を支払わなければ契約を解除する旨の催告をすることができます。

2 前項の催告をしたときは、事業者はケアプランを作成した介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地からケアプランの変更や介護保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うようにするものとします。

3 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、且つ第1項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

4 事業者は、前項の規定により解約に至るまでは滞納を理由としてサービス提供を拒むことはありません。

(契約の満了)

第12条 次の各号に該当した場合は、本契約は自動的に終了します。ただし、終了事由が発生し、契約が終了したにもかかわらず、事業者が行ったサービスの対価は利用者等がこれを負担します。

(1) 利用者の介護保険に係る認定区分が、要介護又は介護保険認定外に認定されたとき

- (2) 利用者が死亡したとき
- (3) 利用者等の所在が、4週間以上不明となったとき
- (4) 第11条、第13条、第14条に基づき本契約が解約された場合

(利用者等の解約権)

第13条 利用者等は事業者に対して、契約満了希望日の2営業日前までに通知することにより本契約を解約することができます。なお、この場合、事業者は利用者等に対し、文書による確認を求めることができます。ただし、利用者の病状の急変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、直ちに本契約を解約することができます。

2 次の各号に該当した場合は、利用者等は文書で通知することにより直ちに本契約を解約することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- (2) 事業者が利用者等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

(事業者の解約権)

第14条 事業者は利用者等が次の各号に該当した場合には、本契約を解約することができます。

- (1) 利用者等が契約締結時及び契約期間中に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告知せず又は不実の告知を行い、その結果、契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- (2) 第11条による場合
- (3) 利用者等が法令違反その他著しく常軌を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合

(契約終了時の援助)

第15条 契約を解約又は終了する場合には、事業者はあらかじめ居宅介護支援事業者に対する情報提供を行うとともに、その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、利用者等に対して必要な援助を行います。

(苦情処理)

第16条 事業者は、利用者等から介護予防に関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速且つ適切に対応し、サービスの向上及び改善に努めます。

- 2 事業者は、利用者等が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。
- 3 利用者等は介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

(代理人)

第17条 利用者は代理人を選任することができます。ただし、代理人がその代理権を行使する場合は事業者に対し、その権限を証する書面を提示してこれを行うこととします。

(裁判管轄)

第18条 本契約に関する紛争の訴えは、利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(契約外事項)

第19条 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

(協議事項)

第20条 本契約に関して問題が生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議した上で解決するものとします。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、利用者等と事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

年 月 日

<利用者>

住 所
氏 名 _____ 印

<利用者代理人(選任した場合)>

住 所
氏 名 _____ 印

(利用者との関係)

(連絡先電話番号)

<身元引受人>

住 所
氏 名 _____ 印

(利用者との関係)

(連絡先電話番号)

<事業者>

所在地 山口県萩市川上4921番地の1
法人名 社会福祉法人 山水会
事業所名 デイサービスセンターかわかみ苑
代表者 _____ 管理者 印